

共通仕様書 土木工事編 I (平成 29 年 10 月 1 日) 新旧対照表

改正内容	新 (改正後)	旧 (現行)
<p>第 I 編 1-1-22 建設副産物 (P16) ○「建設リサイクルガイドライン」の改正に伴い、改正</p>	<p>1-1-22 建設副産物</p> <p>(略)</p> <p>4. 受注者は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく特定建設資材(新材又は再生材)、土砂(新材又は再生材)、砕石(新材又は再生材)、その他の再生資材を工事現場に搬入する場合には、「建設リサイクルガイドライン」に基づき、<u>建設副産物情報交換システム (COBRIS)</u> により「再生資源利用計画書」を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め、電子データとともに監督員に提出しなければならない。</p> <p>5. 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材、建設汚泥、建設混合廃棄物、金属くず、廃プラスチック・紙くず・アスベスト(飛散性)を工事現場から排出する場合には、「建設リサイクルガイドライン」に基づき、<u>建設副産物情報交換システム (COBRIS)</u> により「再生資源利用促進計画書」を作成し、施工計画書に含め、電子データとともに監督員に提出しなければならない。</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: right;">(H30.4.1 改正)</p> <p style="text-align: center;">— 15, 16 —</p>	<p>1-1-22 建設副産物</p> <p>(略)</p> <p>4. 受注者は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく特定建設資材(新材又は再生材)、土砂(新材又は再生材)、砕石(新材又は再生材)、その他の再生資材を工事現場に搬入する場合には、「建設リサイクルガイドライン」に基づき、<u>建設リサイクルデータ統合システム (CREDAS)</u> により「再生資源利用計画書」を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め、電子データとともに監督員に提出しなければならない。</p> <p>5. 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材、建設汚泥、建設混合廃棄物、金属くず、廃プラスチック・紙くず・アスベスト(飛散性)を工事現場から排出する場合には、「建設リサイクルガイドライン」に基づき、<u>建設リサイクルデータ統合システム (CREDAS)</u> により「再生資源利用促進計画書」を作成し、施工計画書に含め、電子データとともに監督員に提出しなければならない。</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">— 15, 16 —</p>

共通仕様書 土木工事編 I (平成 29 年 10 月 1 日) 新旧対照表

改正内容	新 (改正後)	旧 (現行)
<p>第 I 編 3-3-3 配合 (P76)</p> <p>○「レディミクストコンクリート標準仕様基準」の改正に伴い、改正</p>	<p>3-3-3 配合</p> <p>(略)</p> <p>3. 受注者は、土木コンクリート構造物の耐久性を向上させるため、一般の環境条件の場合のコンクリート構造物に使用するコンクリートの水セメント比は、鉄筋コンクリートについては55%以下、無筋コンクリートについては60%以下とするものとする。_____</p> <p>_____</p> <p>(略)</p> <p>(H30.4.1 改正)</p> <p>— 76 —</p>	<p>3-3-3 配合</p> <p>(略)</p> <p>3. 受注者は、土木コンクリート構造物の耐久性を向上させるため、一般の環境条件の場合のコンクリート構造物に使用するコンクリートの水セメント比は、鉄筋コンクリートについては55%以下、無筋コンクリートについては60%以下とするものとする。<u>ただし、無筋コンクリート普通18-8-40N及び18-8-40BBは除く。</u></p> <p>(略)</p> <p>_____</p> <p>— 76 —</p>